

１　愛護団体・アダプト団体が清掃・美化活動を行う場合の手続きについて



【手続きの流れ】

〇活動日を決定

　　①「支給・援助希望用品申出書」を作成し市建設課（又は振興局）へ提出

　※原則、活動の２週間前

　　②希望用品申出書の進達

　　③軍手・ゴミ袋の支給

　　（軍手：希望に応じて、振興局から直接又は市建設課を経由して支給）

　　（ゴミ袋：市環境衛生課又は各支所市民生活班から支給）

　　④援助用品の発注

※１店舗への発注額が３万円以上→振興局より発注→事前に連絡をお願いします。

〇参加人数、希望用品数量の確認

　変更があれば振興局管理・用地課へ連絡願います。

　電話：0920-47-1127　FAX：0920-47-5791

　　⑤援助用品の受領、請求書の受理、請求内容の検査・押印

〇愛護活動の実施

　⑥「清掃・美化活動終了届」を作成し市建設課（又は振興局）へ提出

　　・活動写真を添付してください。

　　・購入店舗からの請求書を添付してください。

　　・毀損に係る替刃の支給について、希望用品申出書を作成し併せて市建設課（又は振興局）へ提出。

　　⑦終了届等の進達

〇作業実績の取りまとめ（確認・整理）

　　⑧購入店舗への支払い（口座振替）

　　　※早めの支払いに心掛けておりますが、事務処理の都合上１月程時間を要する場合もありますので、購入時の店舗への説明にご協力をお願いします。

２　清掃美化活動に必要な物品の貸与について

　〇貸与物品

　・ボランティア活動中の啓発用「のぼり旗」（２旗）

　※「貸与希望用品申出書」を希望用品申出書提出時に併せて提出ください。

３　登録内容等の変更について

　団体の代表者や活動区域等に変更があった場合は「登録内容変更届」を、検査受託者に変更があった場合は「検査受託者名簿（変更）」を振興局管理・用地課へ提出してください。

４　各様式及び記載例について（別添参照のこと）

　・支給・援助希望用品申出書（様式１９号）

　・清掃・美化活動終了届（様式３号）

　・登録内容変更届（様式１号の２・変更）

　・検査受託者名簿（変更）

　・請求書への検査方法例